

第1部

はじめに

第1章 都市計画マスタープランとは

第2章 都市計画マスタープランの概要

第1部 はじめに

第1章 都市計画マスタープランとは

1. 都市計画マスタープランとは

読谷村（以下、「本村」といいます。）では、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想として、平成30（2018）年6月に「読谷村ゆたさむらビジョン（第5次読谷村総合計画）」（以下、「ゆたさむらビジョン」といいます。）が策定されています。このゆたさむらビジョンには、本村の長期的な将来像やその実現に向けた各分野における施策が示されています。

「読谷村都市計画マスタープラン」は、このゆたさむらビジョンの将来像の実現を目指し、土地利用や都市基盤の整備など都市計画やまちづくりの分野において、その基本的な方針を示すものです。

2. 都市計画マスタープランの目的・改定の背景

本村は中部広域都市計画区域に位置し、また、本島中部地域の拠点である沖縄市から近く、都市的な利便性を持つ地域です。一方で、サンゴ礁海域、残波岬、読谷山岳、比謝川などの特徴的な自然環境を有している他、村域に広く農地が広がり、都市的な利便性を持ちながら、自然的・農的環境をあわせもつ地域です。また、地縁団体である「字」が存続し、戦後の混乱から地域住民同士が協力しながら地域づくりが行われてきました。

このような本村の特性を踏まえ、平成20（2008）年に「読谷村第2次都市計画マスタープラン」を策定し、その長期的な方針に基づき、むらづくりを行ってきました。策定後、約10年が経過し、読谷補助飛行場跡地や嘉手納弾薬庫跡地（大湾東地区）などの跡地利用の進展、村道中央残波線（国道58号—県道6号線間）の開通、読谷村役場を中心とする村民センター地区の施設整備の進展など、本村の都市的な環境は大きく変化しました。一方で、人口減少の到来の予測や少子高齢化の進行、スプロール的な開発の進行など、むらづくりにおける新たな課題も生じています。また、社会全体ではSDGsの実現に向け大きく動きだしている他、情報通信技術の発展・普及やそれによるグローバル化の進展、テレワーク等の働き方の多様化など社会情勢も大きく変化しています。

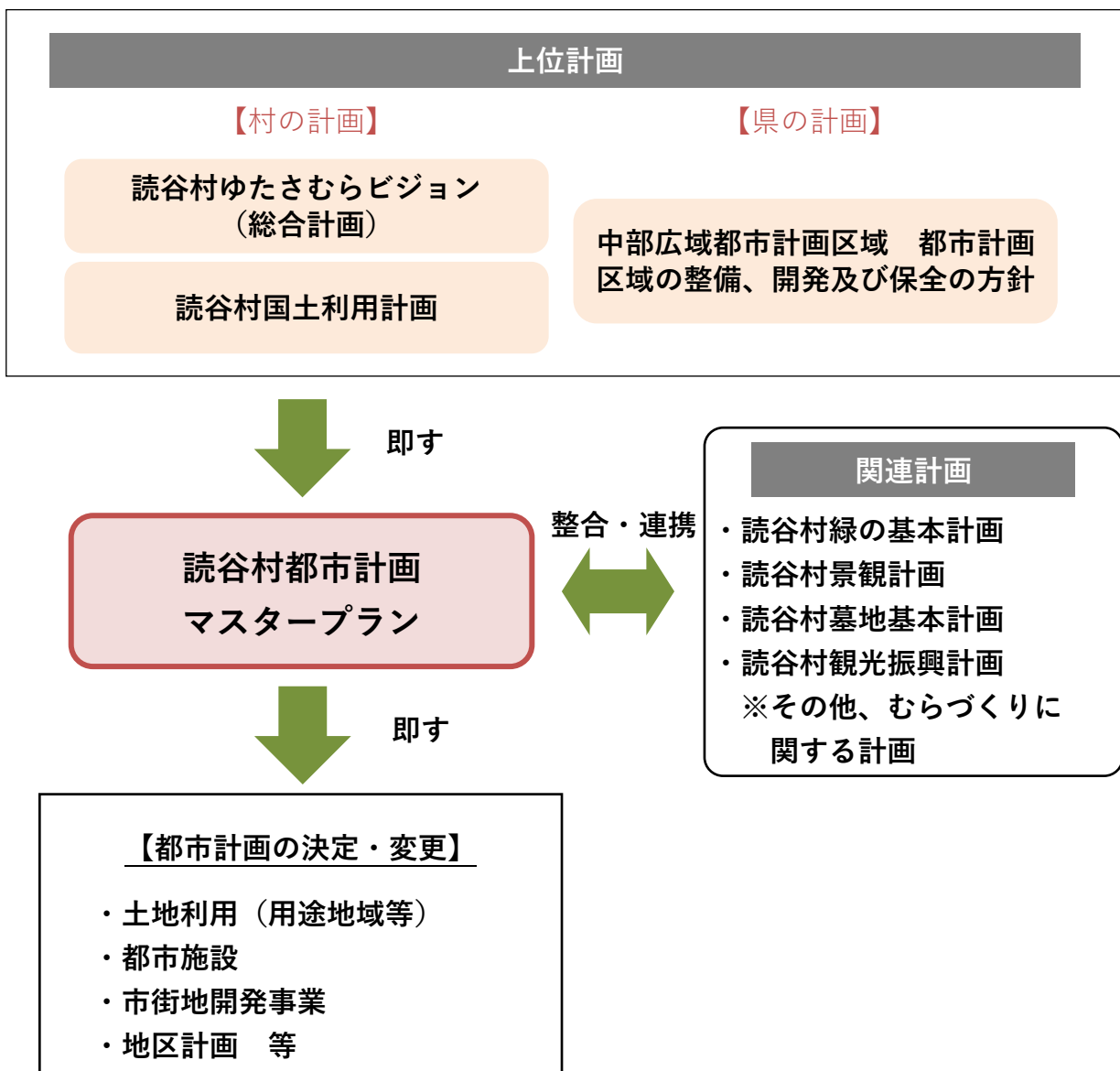
このような本村の現況や課題を踏まえ、本村の今後のむらづくりの方向性を改めて定めるため、読谷村都市計画マスタープランの改定を行います。

3. 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法 18 条の 2 に基づく計画で、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものです。

都市計画マスタープランは都市計画の方向性の統一や一体性の確保を図ることから、沖縄県が策定する「中部広域都市計画区域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や本村の「ゆたさむらビジョン」等に即して定めます。また、本村の都市計画に関連する各種個別計画と連携を図りながら定めます。なお、本村の都市計画に関する各種施策はこの都市計画マスタープランを踏まえ、行います。

図 読谷村都市計画マスタープランの位置づけ



第2章 都市計画マスタープランの概要

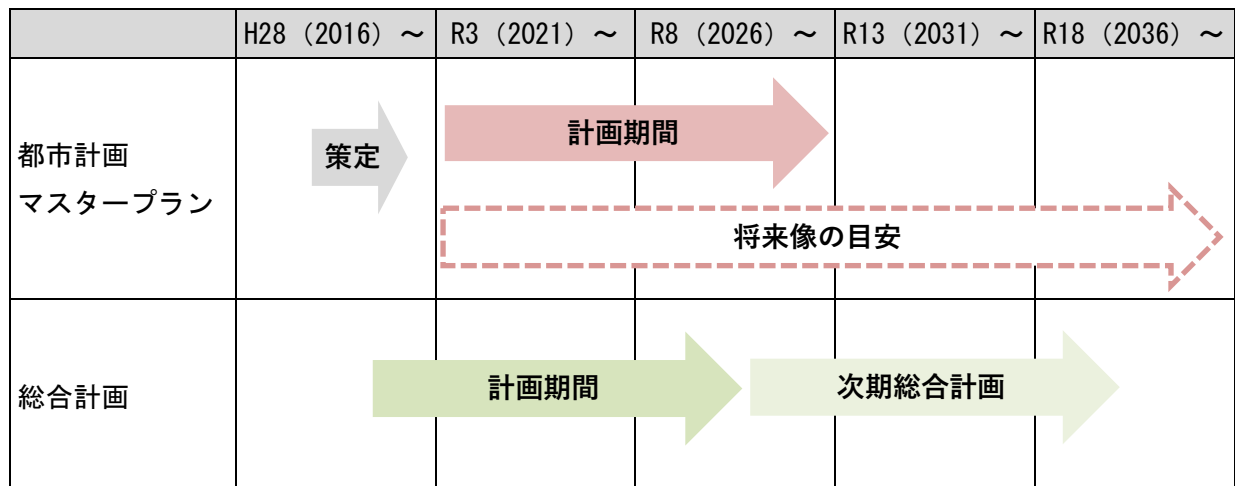
1. 対象区域

本村は、全域（約3,528ha）が中部広域都市計画区域に指定されていることから、本計画も本村全域を対象とします。

2. 対象期間

令和3年（2021）度を初年度とし、計画期間を10年（目標年度：令和12（2030）年度）とします。なお、将来像や軍用地等の将来展望は令和22（2040）年度を目安とします。

図 人口ビジョンの対象期間

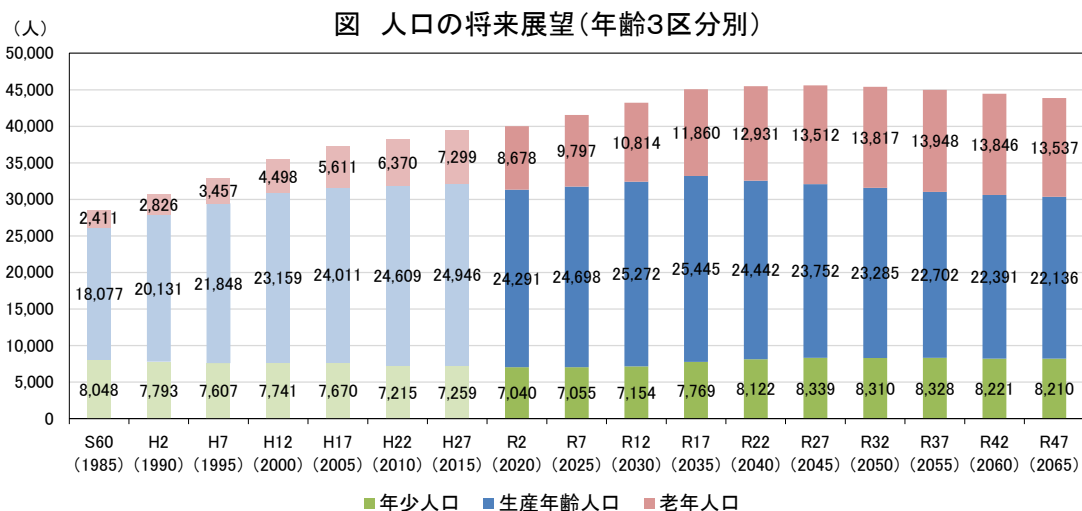
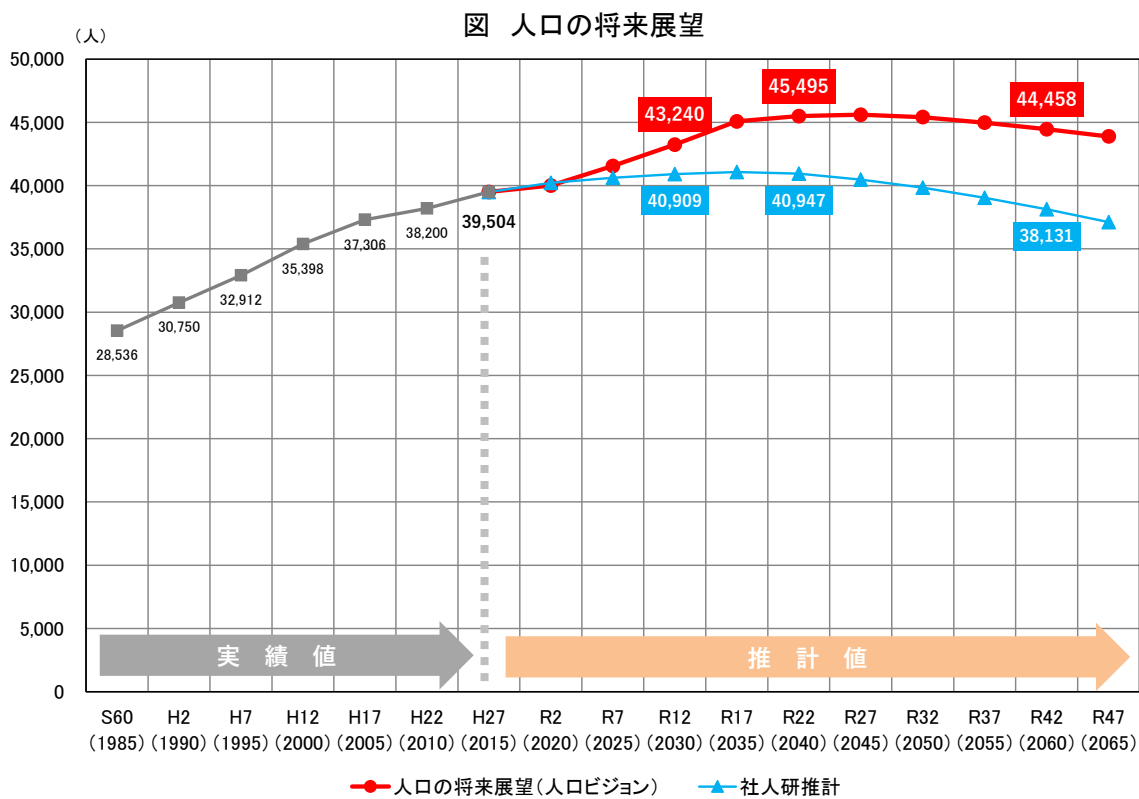


3. 目標人口

国立社会保障・人口問題研究所によると、本村の人口が現状のまま推移した場合、本村の人口は令和17(2035)年までは増加傾向にあります。それ以降は減少に転じることが想定され、令和42(2060)年には約38,000人と想定されています。

一方で、第2期読谷村人口ビジョンでは、合計特殊出生率の向上や純移動率の縮小に向けた取り組みの推進、土地区画整理事業の計画人口の反映により、令和42(2060)年の人口を約44,500人としていくことを目標としています。

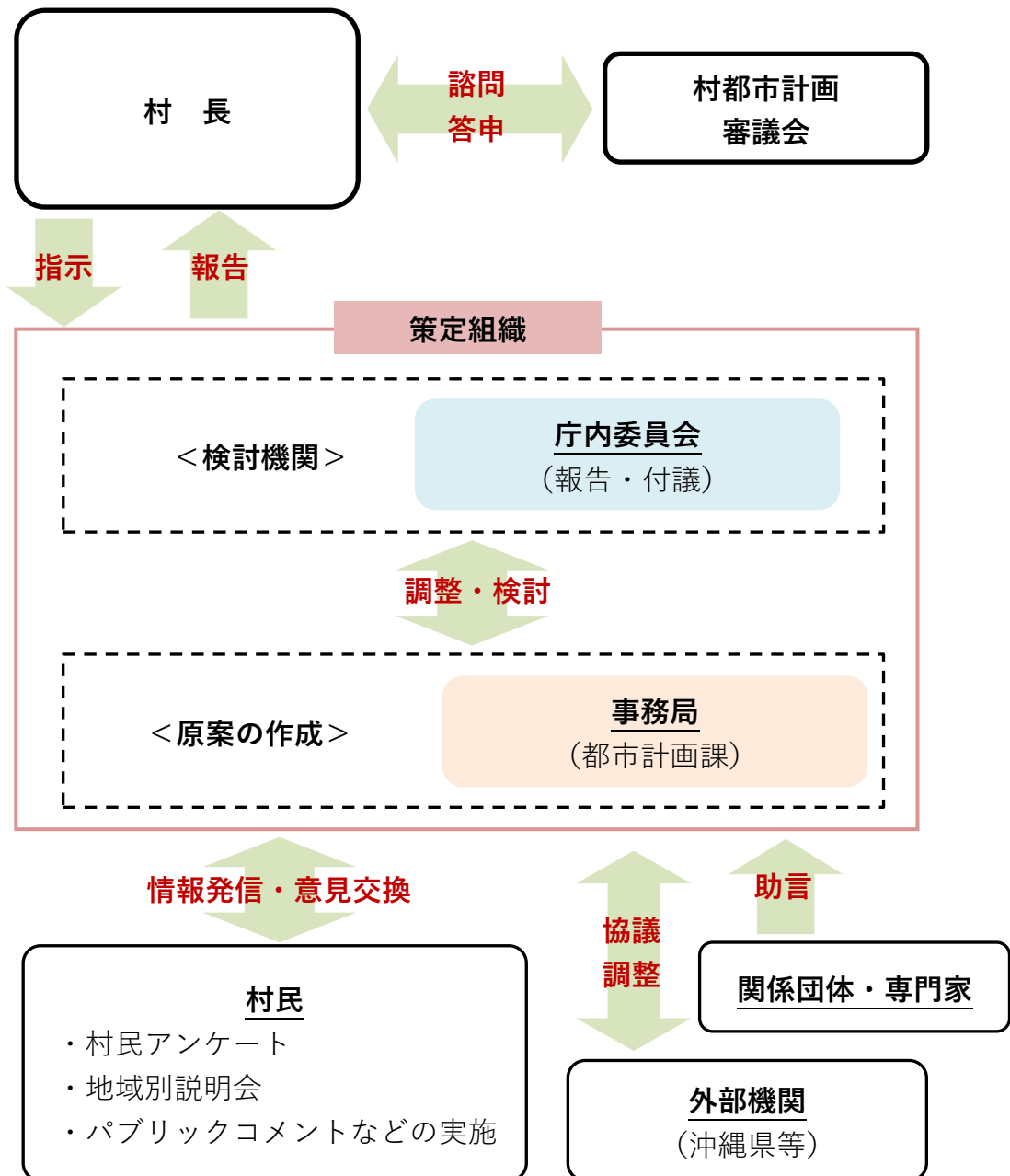
本計画では、本村の人口の将来展望を示す人口ビジョンと整合を図り、本計画の目標年である令和12(2030)年に約43,200人、将来展望の目安である令和22(2040)年に約45,500人を将来の目標人口とします。



4. 策定体制

本計画は様々な立場の皆さまから意見をいただき、検討を行いました。村民の皆さまの意向を反映するため、アンケート調査や地域別説明会などを開催した他、有識者や観光・商工・農業等の関係団体からの意見聴取、庁内関係部局で構成する庁内委員会での調整、読谷村都市計画審議会での審議を経て、策定を行いました。

図 策定体制



5. 都市計画マスタープランの構成

本計画は以下のような5部構成とします。

第1部（はじめに）では、計画の策定目的や構成など、本計画の概要について整理します。

第2部（むらづくりの現況と課題）では、本村の現況や上位関連計画、村民の意向と、それらを踏まえたむらづくりの課題について整理します。

第3部（基本構想）では、本村の現況や課題を踏まえ、むらづくりの全体的な方向性を示します。また、土地利用や市街地整備といった分野ごとの方向性を示します。

第4部（地域別構想）では、基本構想を踏まえ、各地域の特性に応じた地域ごとのむらづくりの方向性を示します。

第5部（計画の実現に向けて）では、基本構想や地域別構想の実現に向けたむらづくりの進め方などを示します。

図 都市計画マスタープランの構成

